

平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人自動車事故対策機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びに その所属する部局の名称 及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした 業務方法書又は会計 規程等の根拠条文及 び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざる を得ない場合の 根拠区分	備 考
試験車両の購入（三菱 トッポ 2台）	（独）自動車事故対策機構 理事長 金澤 悟 東京都千代田区麹町 6-1-25	平成20年10月8日	関東三菱自動車販売（株）目黒店 東京都目黒区鷹番1-4-7	会計規程第34条第1項第1号（契約の性質又は目的が競争を許さないとき）	2,136,750	2,057,750	96.30%	0	自動車アセスメントのための試験車両の購入にあたっては、身分を明かさずに自動車ディーラー等の展示車又は在庫車を即時購入し、その場で車体及び試験対象関係部位にペイントでマーキングすることにより、購入車両に対する自動車メーカーの関与を排除し、公正性・中立性を確保していることから随意契約により購入せざるを得ない（会計規程第34条第1項第1号）	19	
試験車両の購入（マツダ アテンザ スポーツワゴン 2台）	（独）自動車事故対策機構 理事長 金澤 悟 東京都千代田区麹町 6-1-25	平成20年10月24日	（株）関東マツダ板橋店 東京都板橋区大山西町3-12	会計規程第34条第1項第1号（契約の性質又は目的が競争を許さないとき）	4,920,000	4,700,000	95.53%	0	自動車アセスメントのための試験車両の購入にあたっては、身分を明かさずに自動車ディーラー等の展示車又は在庫車を即時購入し、その場で車体及び試験対象関係部位にペイントでマーキングすることにより、購入車両に対する自動車メーカーの関与を排除し、公正性・中立性を確保していることから随意契約により購入せざるを得ない（会計規程第34条第1項第1号）	19	
試験車両の購入（マツダ アテンザ スポーツワゴン 1台）	（独）自動車事故対策機構 理事長 金澤 悟 東京都千代田区麹町 6-1-25	平成20年10月24日	東京マツダ販売（株） 東京都中央区八丁堀1-10-7	会計規程第34条第1項第1号（契約の性質又は目的が競争を許さないとき）	2,460,000	2,350,300	95.54%	0	自動車アセスメントのための試験車両の購入にあたっては、身分を明かさずに自動車ディーラー等の展示車又は在庫車を即時購入し、その場で車体及び試験対象関係部位にペイントでマーキングすることにより、購入車両に対する自動車メーカーの関与を排除し、公正性・中立性を確保していることから随意契約により購入せざるを得ない（会計規程第34条第1項第1号）	19	
試験車両の購入（ダイハツ ムーヴコンテ 3台）	（独）自動車事故対策機構 理事長 金澤 悟 東京都千代田区麹町 6-1-25	平成20年10月24日	ダイハツ東京販売（株）東伏見店 東京都西東京市富士町1-6-16	会計規程第34条第1項第1号（契約の性質又は目的が競争を許さないとき）	3,685,500	3,600,000	97.68%	0	自動車アセスメントのための試験車両の購入にあたっては、身分を明かさずに自動車ディーラー等の展示車又は在庫車を即時購入し、その場で車体及び試験対象関係部位にペイントでマーキングすることにより、購入車両に対する自動車メーカーの関与を排除し、公正性・中立性を確保していることから随意契約により購入せざるを得ない（会計規程第34条第1項第1号）	19	

試験車両の購入（スバル エクシーガ 3台）	（独）自動車事故対策機構 理事長 金澤 悟 東京都千代田区麹町 6-1-25	平成20年10月28日	東京スバル（株）本郷店 東京都文京区本郷2-13-11	会計規程第34条第1項第1号（契約の性質又は目的が競争を許さないとき）	8,347,500	7,500,000	89.85%	0	自動車アセスメントのための試験車両の購入にあたっては、身分を明かさずに自動車ディーラー等の展示車又は在庫車を即時購入し、その場で車体及び試験対象関係部位にペイントでマーキングすることにより、購入車両に対する自動車メーカーの関与を排除し、公正性・中立性を確保していることから随意契約により購入せざるを得ない（会計規程第34条第1項第1号）	19	
試験車両の購入（ホンダ オデッセイ 3台）	（独）自動車事故対策機構 理事長 金澤 悟 東京都千代田区麹町 6-1-25	平成20年11月18日	（株）ホンダカーズ 東京中央 三鷹店 東京都三鷹市下連雀 6-3-5	会計規程第34条第1項第1号（契約の性質又は目的が競争を許さないとき）	7,770,000	7,530,000	96.91%	0	自動車アセスメントのための試験車両の購入にあたっては、身分を明かさずに自動車ディーラー等の展示車又は在庫車を即時購入し、その場で車体及び試験対象関係部位にペイントでマーキングすることにより、購入車両に対する自動車メーカーの関与を排除し、公正性・中立性を確保していることから随意契約により購入せざるを得ない（会計規程第34条第1項第1号）	19	
会計監査人との監査契約 1式	（独）自動車事故対策機構 理事長 金澤 悟 東京都千代田区麹町 6-1-25	平成20年11月18日	あずさ監査法人 東京都新宿区津久戸町1-2	会計規程第34条第1項第1号（契約の性質又は目的が競争を許さないとき）	6,300,000	6,300,000	100.00%	0	当該契約相手は、独立行政法人通則法第40条の規定に基づき国土交通大臣が選任したものであり、競争を許さない（会計規程第34条第1項第1号）	1	
試験車両の購入（ホンダ フリード 1台）	（独）自動車事故対策機構 理事長 金澤 悟 東京都千代田区麹町 6-1-25	平成20年11月28日	（株）ホンダカーズ 東京中央 三鷹店 東京都三鷹市下連雀 6-3-5	会計規程第34条第1項第1号（契約の性質又は目的が競争を許さないとき）	1,690,500	1,620,500	95.86%	0	自動車アセスメントのための試験車両の購入にあたっては、身分を明かさずに自動車ディーラー等の展示車又は在庫車を即時購入し、その場で車体及び試験対象関係部位にペイントでマーキングすることにより、購入車両に対する自動車メーカーの関与を排除し、公正性・中立性を確保していることから随意契約により購入せざるを得ない（会計規程第34条第1項第1号）	19	
試験車両の購入（トヨタ ヴァンガード 3台）	（独）自動車事故対策機構 理事長 金澤 悟 東京都千代田区麹町 6-1-25	平成20年11月28日	トヨタ東京カローラ（株）西葛西店 東京都江戸川区西葛西 6-12-15	会計規程第34条第1項第1号（契約の性質又は目的が競争を許さないとき）	7,953,750	7,743,750	97.36%	0	自動車アセスメントのための試験車両の購入にあたっては、身分を明かさずに自動車ディーラー等の展示車又は在庫車を即時購入し、その場で車体及び試験対象関係部位にペイントでマーキングすることにより、購入車両に対する自動車メーカーの関与を排除し、公正性・中立性を確保していることから随意契約により購入せざるを得ない（会計規程第34条第1項第1号）	19	

試験車両の購入（マツダ ビアンテ 3台）	（独）自動車事故対策機構 理事長 金澤 悟 東京都千代田区麹町 6-1-25	平成20年11月28日	（株）北関東マツダ つくば研究学園店 茨城県つくば市研究学園C30街区1	会計規程第34条第1項第1号（契約の性質又は目的が競争を許さないとき）	7,200,000	6,720,000	93.33%	0	自動車アセスメントのための試験車両の購入にあたっては、身分を明かさずに自動車ディーラー等の展示車又は在庫車を即時購入し、その場で車体及び試験対象関係部位にペイントでマーキングすることにより、購入車両に対する自動車メーカーの関与を排除し、公正性・中立性を確保していることから随意契約により購入せざるを得ない（会計規程第34条第1項第1号）	19	
函館支所事務所借上1式	（独）自動車事故対策機構 理事長 金澤 悟 東京都千代田区麹町 6-1-25	平成20年10月7日	（株）明和住建 札幌市北区北10条西3丁目24番地1	会計規程第34条第1項第1号（契約の性質又は目的が競争を許さないとき）	3,795,120	3,795,120	100.00%	0	事務所用建物の借上契約であり、継続して契約する必要があるため（会計規程第34条第1項第1号）	5	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成20年度に締結した契約のうち、平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」